

＜別表1＞

施設	東住吉会館	東住吉図書館	東住吉区老人福祉センター	もと東住吉勤労青少年ホーム（東住吉子ども・子育てプラザ）
主管	東住吉区役所	教育委員会事務局	福祉局	こども青少年局
延床面積合計（㎡）	571.78	629.59	744.15	629.19
延床面積比 1	22.2%	24.5%	28.9%	24.4%
延床面積比 2	29.4%	32.4%	38.2%	—

＜別表2＞

業務区分・範囲	内容及び経費按分比率
電気需給契約	管理者等が協力して実施し、契約担当者（丙：老人福祉センター）は下記の要領で料金を算出し、施設別の請求書を作成し、各施設あて請求する。 1. 基本料金、従量料金 月初めの施設別子メーターの使用量をもとに按分比率を定め、請求額を、甲、乙、丙、丁4施設で按分する。
水道需給契約	管理者等が協力して実施し、契約担当者（丙：老人福祉センター）は下記の要領で料金を算出し、施設別の請求書を作成し、各施設あて請求する。 1. 基本料金、水量料金 月初めの施設別子メーターの使用量をもとに按分比率を定め、水道局の請求額を、甲、乙、丙、丁4施設で按分する。
防火管理 （消防に関する監督官庁への届出を含む）	施設毎に防火管理者を選任するとともに、建物を一つの防火対象とみなし、共同防火管理協議会を設立し、総括防火管理者を選任し、管理者等が協力して防火管理を実施する。
自家用電気工作物の管理	管理者等は、大阪市自家用電気工作物保安規定を遵守し、大阪市総括電気主任技術者の指揮命令に属する。緊急時の連絡員は乙が設置する。経費は延床面積比1を基に分担する。
躯体、外壁、屋上及び電気・給排水等の建築・設備にかかる補修工事等の実施及び経費分担	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1を基に分担する。
清掃（建物周辺、建物共用部分、ごみ置き場）	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比2を基に分担する。
自動扉保守点検（共用部）	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比2で分担する。契約担当者は乙とする。
電気設備保安管理業務	甲の調整のもと、管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1を基に分担する。甲、乙、丙、丁は都市整備局に予算配付する。
消防設備点検業務	丙の調整のもと、管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1で分担する。乙、丙、丁は都市整備局に予算配付し、甲は都市整備局が契約する業者に直接支払う。
建築基準法に基づく点検業務	丙の調整のもと、管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1で分担する。乙、丙、丁は都市整備局に予算配付し、甲は都市整備局が契約する業者に直接支払う。
エレベーター保守点検	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比2を基に分担する。契約担当者は乙とする。
貯水槽清掃	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1を基に分担する。契約担当者は甲とする。
建物・設備に関する法定点検、保守作業、その他建物にかかる監督官庁への届出	管理者等が協力して実施し、経費は延床面積比1を基に分担する。

※ 1 屋内清掃については、協定書に定める管理区分に従い、甲、乙、丙、丁四者がそれぞれ実施する。